

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月24日

【会社名】 クレディ・スイス・エイ・ジー
(Credit Suisse AG)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター
クリスチャン・シュミット
(Christian Schmid, Managing Director)

【本店の所在の場所】 スイス チューリッヒ CH-8001 パラデプラッツ8番地
私書箱1号
(Paradeplatz 8, Postfach 1, CH-8001 Zurich Switzerland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 石 塚 重 臣
弁護士 野 原 新 平
弁護士 加 藤 孝 英

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【届出の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 13億円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年3月2日付で提出した有価証券届出書（訂正を含む。）の記載事項について、売出券面額の総額及び売出価額の総額が決定しましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

2 売出しの条件

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

<訂正前>

銘 柄	クレディ・スイス・エイ・ジー 2016年3月31日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（三菱重工業株式会社） （以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	10億円（予定）（注2）	売出価額の総額	10億円（予定）（注2）
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円
償還期限	2016年3月31日（以下「満期償還日」という。）（注3）		
利率	年率6.00%		
売出しに係る社債の 所有者の住所 及び氏名又は名称	今村証券株式会社 （以下「売出人」という。） 石川県金沢市十間町25番地		
利払日	2015年6月30日、2015年9月30日、2015年12月30日及び2016年3月31日（以下、それぞれ「利払日」という。）。利払日が営業日（以下に定義する。）でない場合、支払われるべき利息額の計算に関して利払日が調整されることはなく、支払を行う目的に限り、修正翌営業日調整（以下に定義する。）に従った調整が行われる。		
摘要	(1) 早期償還 早期償還判定日の終値が早期償還判定価格以上であると計算代理人によって決定された場合、各本社債は直後の利払日に直ちに償還される。下記の「2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 4. 償還及び買入 - 4.2. 償還対象株式の価格による早期償還」を参照のこと。（注4）（注5） (2) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。 (3) その他 本社債に適用されるその他の条件については「社債の要項の概要」を参照のこと。		

（注1）本社債は、社債等の発行に関するクレディ・スイス・エイ・ジー（ロンドン支店を通じて行為する。以下「発行会社」という。）の2014年7月8日付ストラクチャード・プロダクツ・プログラム（以下「本プログラム」という。）に基づき発行会社によって2015年3月30日（以下「発行日」という。）に発行され、ユーロ市場において販売され、クレディ・スイス・インターナショナルによって引き受けられる。本社債はいずれの証券取引所にも上場される予定はない。

(注2) 日本における売出券面額の総額及び売出価額の総額はユーロ市場で発行される本社債の額面総額と同額である。

本社債の額面総額は、本社債の需要状況を勘案した上で決定される。なお、最終的に決定される売出券面額の総額及び売出価額の総額は、需要状況次第で、上記の金額と大きく相違する可能性がある。

(後 略)

<訂正後>

銘 柄	クレディ・スイス・エイ・ジー 2016年3月31日満期 早期償還条項/他社株転換条項 付 円建社債(三菱重工業株式会社) (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	13億円(注2)	売出価額の総額	13億円(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円
償還期限	2016年3月31日(以下「満期償還日」という。)(注3)		
利率	年率6.00%		
売出しに係る社債の 所有者の住所 及び氏名又は名称	今村証券株式会社 (以下「売出人」という。) 石川県金沢市十間町25番地		
利払日	2015年6月30日、2015年9月30日、2015年12月30日及び2016年3月31日(以下、それぞれ「利払日」という。)。利払日が営業日(以下に定義する。)でない場合、支払われるべき利息額の計算に関して利払日が調整されることはなく、支払を行う目的に限り、修正翌営業日調整(以下に定義する。)に従った調整が行われる。		
摘要	(1) 早期償還 早期償還判定日の終値が早期償還判定価格以上であると計算代理人によって決定された場合、各本社債は直後の利払日に直ちに償還される。下記の「2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 4. 償還及び買入 - 4.2. 償還対象株式の価格による早期償還」を参照のこと。(注4)(注5)		
	(2) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。		
	(3) その他 本社債に適用されるその他の条件については「社債の要項の概要」を参照のこと。		

(注1) 本社債は、社債等の発行に関するクレディ・スイス・エイ・ジー(ロンドン支店を通じて行為する。以下「発行会社」という。)の2014年7月8日付ストラクチャード・プロダクツ・プログラム(以下「本プログラム」という。)に基づき発行会社によって2015年3月30日(以下「発行日」という。)に発行され、ユーロ市場において販売され、クレディ・スイス・インターナショナルによって引き受けられる。本社債はいずれの証券取引所にも上場される予定はない。

(注2) 日本における売出券面額の総額及び売出価額の総額はユーロ市場で発行される本社債の額面総額と同額である。

(後 略)

2【売出しの条件】

<訂正前>

(前 略)

摘要

(1) 本社債の日本における受渡期日は、2015年3月31日である。

(2) 本社債のすべての申込人は2015年3月31日に売出価格を日本円にて支払う。

(3) 償還対象株式発行会社の新たな継続開示書類の提出を知った場合、又はその他の一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日及び発行日及び満期償還日を概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(4) 本社債の申込み及び払込みは本社債の申込人と売出人の間で締結される「外国証券取引口座約款」に従ってなされる。当該契約を締結していない申込人は当該契約を締結しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を購入する場合、外国証券取引口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(5) 本社債は1933年合衆国証券法(以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後も登録される予定はない。また、合衆国証券法及び適用のある州証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

摘要

(1) 本社債の日本における受渡期日は、2015年3月31日である。

(2) 本社債のすべての申込人は2015年3月31日に売出価格を日本円にて支払う。

(3) 本社債の申込み及び払込みは本社債の申込人と売出人の間で締結される「外国証券取引口座約款」に従ってなされる。当該契約を締結していない申込人は当該契約を締結しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を購入する場合、外国証券取引口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(4) 本社債は1933年合衆国証券法(以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後も登録される予定はない。また、合衆国証券法及び適用のある州証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後 略)